



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第50号
2025年 新年号

▶ 巻頭言	大森 剛	2
▶ きずな基金	山田 庸男	3
▶ 入所のご挨拶	森 浩史	4
虎に翼ー森さんのことー	林 醇	5
▶ 近況報告		
京都事務所だより ~京の冬の風物詩~	中世古裕之	6
OWEN活動記 ~大阪府女性経営者有識者交流研究会について~	松嶋 依子	6
司法修習生	森田 啓正	7
▶ 特集:「ヘルスケアと法」		
① メンタルヘルスケア等の労働者に対して行うべき安全衛生対策	日下部太一	8
② 健康増進法と「分煙」	深谷 祐	9
③ 食品表示と表示規制	戀田 剛	10
④ PHRサービス等の利活用について	久井 大輝	12
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	13
▶ 改正法コーナー(プロ責法から情プラ法へ)	才木 晴幹	14
▶ 独禁コーナー	越知 覚子	16
▶ 知財コーナー	犬飼 一博	18
▶ 超高齢化社会と法律	西村 勇作	20
▶ 判例紹介	柴田 大樹	22
▶ 健康一口メモ	小杉 圭右	24

あけましておめでとうございます。



代表社員弁護士
大森 剛

2025年が明けましたが、昨年は、ウクライナ侵攻が長期戦となりいまだ終息の兆しがなく、さらにイスラエルのハマスの執拗な攻撃が飛び火して、イランを巻き込んだ一触即発の緊迫した状態にあり、中東情勢が極めて不安定なまま新年を迎えることになりました。唯一の被爆国として何もできないことが憤りを覚えていきます。

他方、国内の政界も激動の時期となりました。もともと支持率の低下であえいでいた岸田首相が、自民党の政治と金の問題を国民の納得のいく対応ができず突然辞職し、総裁選では9名もの候補者の中から党内では非主流派の石破茂氏が当選し、総理大臣に就任しました。しかし、総裁選で抱負として述べたことが首相就任早々次々と手のひら返しされており、石破政権に対しては早くも多方面から批判が噴出していきます。自民党の派閥政治の岩盤を崩すのは容易ではなさそうです。また首相就任後わずか9日間という歴史的な短期間で衆議院が解散され、総選挙が行われましたが、その結果、自民党は大きく議席を減らし、自公でも過半数を割

り込む結果となりました。国民の政治不信を見誤り、政局のみを見据えて早期総選挙に踏み切ったのが裏目に出た形となりました。今後我が国の政治は不安定な状態が続くと思われませんが、少しでも国民のための政治が行われることを願うばかりです。

スポーツでは、アメリカメジャーリーグで大谷翔平選手が1シーズンでホームラン54本、盗塁59個という成績で、前人未到の50-50（ファイファイファイ）を達成し、日米双方で大谷フィーバーとなっています。

また昨年はパリでオリンピックとパラリンピックが開催されました。

日本のお家芸ともいべき体操、レスリング、柔道についてはもちろん、最近になって競技に追加されたスケートボードやフレイクダンスでも金メダルを取りました。そして北口榛花選手が古代オリンピックから競技とされているやり投げで見事金メダルを取りました。今回、特に注目したのはパラリンピックです。パラリンピックにおいてもテニスの小田凱人選手が男子シングルスで金メダルを取るなど

日本勢も活躍しました。当事務所は、重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のためにヨーロッパで考案された球技である「ボッチャ」の進行と普及を図る一般社団法人日本ボッチャ協会の顧問を務めています。そのボッチャでも銅メダル2つのほか、8位以内入賞が5つと好成績を残しました。嬉しい限りです。

政治や経済などで暗いニュースばかりで、日本人がすっかり自信を失っているなかで、このようにスポーツの世界で日本人が活躍しているのを見ると本当に勇気づけられます。特にパラリンピックでは、障がいがあってもそれに負けずに鍛錬した結果、これまでの技術を身につけることができるということに、人間の無限の可能性を感じ、深い感動を覚えます。

「健全な肉体には健全な精神が宿る」とよく言われます。私が子どもの頃は、「健全な精神は健全な肉体に宿るのだから、よく運動しなさい」と教えられたのですが、よく考えてみるとおかしな言葉です。パラリンピックを見てもよくわかるように、障がいを持っていても立派な精神を持った人々はたくさんいる

でしょうし、逆に身体は健康でも、不健全な人達はたくさんいるからです。この言葉は、健康でない人に対する差別とも取られかねない言葉だと思われ、実際この言葉は放送禁止用語になっているようです。

しかし、実はこれは全くの誤訳だそう。これは古代ローマの詩人デキムス・ユウェナリスの著作『風刺詩集』に登場する一節らしいのですが、文脈からすると、「神に祈るべきことはせいぜい心身ともに健康であることぐらいに留めておけ」という意味のことです。ユウェナリスは弁護士だったそう。多くの人が自分勝手に欲ばかりを追い求めていることを嘆き、この言葉により、大欲を抱くことを戒め、謙虚に生きるべきことを伝えたかったのだと思います。

先ほど述べたこととも関連しますが、我が国の政治家の方々にも、大欲を捨てて、せひとも国民のための政治をしてもらいたいと思います。当事務所も謙虚さを忘れず、油断することなく緊張感のある事務所でありたいと願っています。

「共生」の社会をめざして



公益財団法人
きずな育英基金
代表理事
山田 庸 男

私は、自分の出自にも深くかわるのですが、「競争」より「共生」の社会をとか、「奪い合い」より「助け合い」を考えて、ひとり親の子どもたちへの支援を始めて13年目を迎えました。現在も、毎年80名を超える支援をしています。しかし、他方で、毎月例会として山田きずなビルで開催される保護者会での会話を聞いていると、困窮状態の中で必死に子育てをしながら日々の生活を支えている様子が窺われ、特に最近では身体的・精神的不調を訴え労働もままならないひとり親も目立つようになり、不安定な非正規労働者として奮闘するなかで、職場等で疲弊し罹患するケースも耳にするようになりました。現場でのひとり親の奮闘ぶりを聞かされると、改めて日本の政治の貧困ぶりが実感されます。一体これから日本はどうなるのか愚痴らずにはいられません。

ところで、少し前の報道ですが、「世界人助け指数」が発表されました。人助け指数という言葉自体

新鮮で興味を抱いて読んでみると、2020年に行った114の国の調査で日本は最下位の114位となったそうです。「世界人助け指数」というのは、世界の国・地域の人を対象に、過去1ヶ月の間に、「見知らぬ人を助けたか」「寄付をしたか」「ボランティアをしたか」などを聞き取り集計したものです。貧困率の高い国や経済格差が大きい社会では、一般的信頼度が低くなる、要するに日本人が人を頼らない、人助けをしなくなったことを示しているのですが、その背景に、経済格差が大きくなり固定化しつつあることが多分に影響していると思います。



さらに子どもにも目を向けると「子どもの幸福度」に関するユニセフの2020年の調査結果で、38か

国中20位の結果だそうです。「子どもの幸福度」は精神的健康、身体的健康とスキルから判断されたものですが、日本は経済的には一流の先進国と評されながら、子どもの幸福度も中位で、「人助け」精神も脆弱になっていることが統計上も示されているのです。まさに私たちが、薄れた人情を嘆いているように、日常的に体感していることの正しさが裏付けられています。

私は、ひとり親の家庭に生まれ経済的に恵まれない環境で育ちましたが、地域、学校では「人助け」精神に溢れ「共生」の社会で育ったお陰で今日を迎えています。他方、現在の格差社会では、肝心の子どもたちが「どうせ、頑張っても」というあきらめから有為な能力を自ら放棄しているような傾向も見受けられます。本基金の目標は、学習塾の費用やスポーツ、音楽等での諸費用を支援して、子どもたちに高い学力を身に付けるなど潜在的な能力を顕在化させる機会を平等に与えると共に、人間力を養うための体験学習の機会を与え、社会のリーダーとして活躍することを願っています。本基金の活動に共鳴し、支援していた



いただいた受取寄付金は、約2億6000万円となりました。大学等への進学者も200名を数えるようになりました。この子どもたちが社会に旅立ち、「共生」の精神に溢れて大きく活躍することを願うばかりです。

いまだ法曹として



弁護士
森 浩史

このたび、当事務所の客員弁護士である林醇先生のご紹介により、山田庸男先生のご厚意を賜り、当事務所に客員弁護士として勤務させていただくことになりました。従前から当事務所の「轍」を拝読させていただいておりましたが、その紙面をお借りしてこれまでの経歴等をも交えて自己紹介をさせていただきます。

一 これまでの経歴から得たもの

私は、司法修習（四〇期）を終えた後、東京で弁護士の道を歩むことになりました。事務所の所長弁護士の高橋の薫陶のもと、多くの先輩弁護士の指導を受け、忙しいながらも充実した日々を送ってまいりました。そのまま弁護士としてがんばって成長しようと考えている一方で、従前から思うところもあり、また、司法修習時代からお世話になった方々の勧めもあつて、事務所の所長弁護士にも快く送り出していただき、平成元年四月に裁判官に任官することになりました。

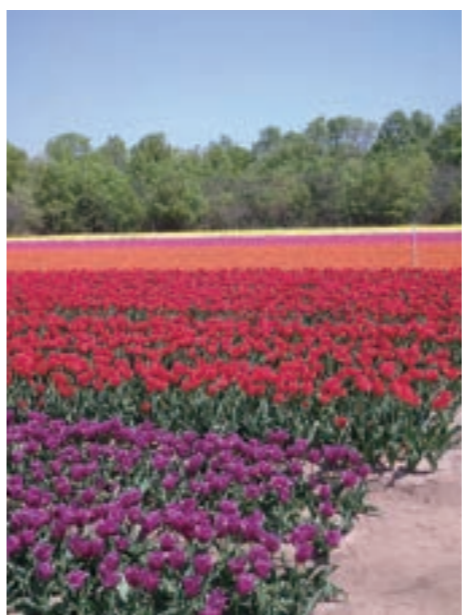
私はこれまで主に刑事事件や少年事件に携わってまいりましたが、刑事事件におきましては、被告人のために尽力し適正な判断をきちんと求める先生方の訴訟活動は本当に有り難く、法曹として尊崇の念を抱いておりました。また、少年事件におきましても、真に少年の更生を願い、試験観察等も含め家裁調査

官等とも良く連携した付添人活動には心から感謝の気持ちを抱いております。また、民事事件や家事事件におきましても、代理人の先生方が、紛争関係の真の争点、要となる事実関係をきちんと把握した上で、いわゆる事件の落としどころを見据えてご努力いただき、当事者の納得のもと和解や調停が成立したときには、快感とも表すべき喜びを感じたものでした。

このように、三五年余り裁判の仕事に携わってきた中で、尊敬できる多くの法曹と一緒に仕事ができたと本心に幸せであり、素敵な法律家との出会いが私にとってかけがえのない財産になっていると思っております。そのような出会いを重ねる中で、法曹として大事な資質を一つ挙げるとするならば、物事に対する謙虚な姿勢であると常々考えておりました。物事、とりわけ人に対する謙虚さがなければ、人というものの本質、その人の気や容、人が人と向き合っている関わり方の有り様が見えてこないように思うからです。このことは、これまでの経験から得たわきまとしてこれからも常に自戒すべきものと肝に銘じているところであります。

二 心向きあるいは志

私は高校を卒業するまで越後の片田舎で過



雪に閉ざされた長い冬が終わりますと、桜の開花とともに一斉に草花が咲き誇ります。ちなみにチューリップは新潟県の県花です。

本当に有り難く思っております。

裁判官を退官した際、改めて「無所属の間で生きる」（城山三郎）ということを考えてみました。特に秀でた資質を持ち合わせていない自分にとって、せいぜい無所属の間を漫然と生きるということにならないよう自らを戒め、残された人生の中で自分が法曹としてどれだけのことができるか分かりますが、自分にできることを地道に取り組み実践み行つてまいりたいと思っております。

微力ながら、多様な問題や悩みを抱えて困っている方々の少しでもお役に立てるよう努めてまいります。どうか宜しくお願い申し上げます。

虎に翼——森さんのこと——



弁護士
林 醇

私が初めて森さんにお会いしたのは、平成11年4月、私が支部長をしていたS支部に森さんが赴任して来られたときだった。

当時、S支部は、民事では、執行・破産事件の処理の遅れから事件が大量に滞留し当事者に迷惑をかけていたことや、刑事では、凶悪・困難な合議事件が多数係属するとともに、毎月尋常でない数の事件が起訴されるため事件が滞留しがちであるなどの課題を抱えていた。本庁か

ら応援してもらっていたものの、とても間に合うような状態ではなく、思い切った処理体制の構築が必要であった。そんな時に、経験豊富な前任者から20年も若い、判事2年目の彼を迎えて、私は大丈夫だろうかと不安に思ってもいた。刑事では、合議事件の一部本庁への回付、検察庁・弁護士会と交渉して新しい合議事件は全て本庁に起訴してもらう等の緊急措置を採ったが、週3開廷で単独事件を担当する彼のもとには1か月に100件もの新受事件がきたこともあった。彼もびっくりしたことだろうが、日頃刑事裁判の理想を熱く語る彼がどのように対処するか興味津々でもあった。詳しいことは忘れてしまったが、彼は、刑事部のF部総括判事、書記官や事務官の協力を得て、週4開廷とし、様々な工夫により事件の審理を停滞させず見事に対処された。その後、彼は合議事件にも関与され、同じ日に死刑と無罪の判決に関与するという離れ業？をされたこともあったと聞いている。このような超多忙の中、酒の好きな彼は退庁後同僚や職員と良く飲みにも行つておられた。酒が入ると彼は熱弁となり、刑事裁判のあり方、刑事裁判官としての理想を熱く語るのが常であった。私も良く付き合ったが、そのため、終電車に乗りそこなったこともあったが、懐かしい思い出である。あのような超多忙の中、弱音を吐くことなく、疾風怒濤のS支部を立て直すのに尽力された彼には今でも感謝している。テレビの朝ドラ「虎に翼」で司法に対する国民の関心が高まったと言われているが、S支部時代の彼はまさに翼を得た虎であった。



2019年ラグビーワールドカップ日本大会。私はラグビー日本代表を応援しております。

学時代の知己や実務修習中にご指導いただいた先輩方と接するうちに、自分が目指していたものとは、少しでも社会に役立ち世の中のためになるような仕事がしたいという素朴な思いであつたことに気付かされたのでした。今でもその頃の自分の心向き、志とは何であつたのか振り返ることもないではありませんが、そのような素朴な思いをこれからも忘れずに生きていきたいと思っております。

三 「無所属の時間で生きる」ということ

山田先生のご厚意により、自由な立場で弁護士として活動することをお許しいただき、

近況報告

京都事務所だより 京の冬の風物詩



弁護士
中世古裕之

冬といえば鍋、京都の冬の鍋として有名なものに「湯豆腐」があります。鍋なのに豆腐だけ？と思われる方も多いと思いますが、「Simple is Best」豆腐と水と昆布だけで成立する実に味わい深い鍋です。

確たる資料があるわけではないですが、京都の南禅寺の禅僧が精進料理として食したのが始まりらしく、今でもこの辺りには有名な湯豆腐専門店が数件あります。肉も魚も食しない僧侶がタンパク質を摂るために豆か



無料写真素材より

ら作る豆腐を食べたわけですが、京都の地下水はミネラルの少ない軟水のために、この水で豆腐を作ると柔らかな仕上がりになるそうです（ミネラルが多い水だとにがり成分になるため豆腐が固く）。また、僧侶の料理であるためにかつお節などの魚介類ではなく昆布で出汁をとるようになります。まさに湯豆腐は、僧侶と軟水の地下水という京都の土地が磨き上げた料理といえるのです。



農林水産省「うちの郷土料理」より

湯豆腐をおいしく食べるコツですが、普通の鍋のように豆腐を（高温で）炊きすぎないという事です。鍋のお湯（出汁）が少しくらぐらと沸いてきた頃が食べごろです。土鍋の下に昆布を敷くのも豆腐を高温で炊きすぎないための工夫らしいです。

さて、次にお正月を飾るお雑煮ですが、伝統的な京都のお雑煮は白味噌に丸餅、あとは頭芋（里芋の親芋）や海老芋、大根、金時人参などが具材として用いられます。

白味噌を使うのは京都独特ですが、通常の味噌と違い米を贅沢に使う味噌であるため、平安時代に宮中の貴族などが食していたそうです。

ですので、縁起の良い白い味噌が用いられていたようです。白味噌は発酵期間が1週間から10日程度と短いため、長期保存を前提とした普通の味噌とは違い甘みが強いということです。また、丸い餅は円満や長寿を願い、具材の頭芋は子孫繁栄、金時人参は赤で魔よけの意味があったとされています。年に一度新しい年に白味噌のお雑煮を食べると、年が改まった気分が一層盛り上がります。

OWEN 活動記

大阪府女性経営者有識者交流研究会について



弁護士
松嶋 依子

弁護士になって16年を迎えました。これまで仕事をすることで、ご依頼者も含め様々な人とご縁をいただき、その繋がりの中で多くのことを学ばせていただきました。

弁護士10年目を過ぎ、人との繋がりをさらに広げていきたいと思いが強くなった頃、懇意にさせていた大ベテランの女性税理士の先生から「大阪府女性経営者有識者交流研究会（略称 OWEN）」にお誘いいただき入会いたしました。

当会は、昭和60年1月設立で、女性の、経営者、管理職、有資格者等、多種多様な会員が在籍しており、職種、年齢を超えて自由な雰囲気

で活動しています。

毎月の例会では、会員相互でビジネスワークを行ったり、外部講師を招いたの ChatGPT の使い方等の仕事に役立つ勉強会、有名美容家によるメイク講座等の美容と健康のための講習会等、様々なイベントを行っています。毎年秋のハイキング、望年会（当会では験担ぎでこのように称しています）等は恒例行事で、皆でワイワイしています。

令和5年度からは、会長職を拝命し（重責！）、役職者として例会の企画、準備を行い、会の運営にも携わっています。日々の業務との兼ね合いで決して楽ではありませんが、チームで何かを成し遂げることはやりがいがあり、何より、会メンバーと仲良くなれたこと、絆が深まったことを嬉しく思っています。本誌を読まれている女性の経営者、管理職、有資格者のみなさま、当会にご興味おありでしたら、ぜひご一報ください。例会へのゲスト参加も大歓迎です。

さて、当会は2025年1月で創立40周年を迎えるにあたり、2月に周年イベントを企画しています。豊中市社会福祉協議会のコミュニケーションソーシャルワーカー勝部麗子さんをお招きし「ひとりぼっちをつくらない」全ての人が居場所と役割を」というテーマでご講話いただく予定です。多数のテレビ番組へご出演もされ、ご存じの方もいらっしゃると思います。大変社会的意義のある活動ですが、愛とバイタリティ溢れる取組み姿勢からのご経歴談は必聴で

す。こちらのイベントは皆様ご参加できますので、ご参加希望、ご興味ある方はぜひご連絡ください。

司法修習生



弁護士
森田 啓正

突然ではありませんが、「司法修習生」の細谷謙さんが、2024年9月27日から、東京事務所において、「司法修習」の一環として「弁護士修習」を開始しました。

そもそも、「司法修習生」、「司法修習」、「弁護士修習」という言葉いずれも、あまり聞きなじみのない言葉かと思えます。「司法修習」とは、司法試験に合格した者が、その後約1年間、法曹三者である裁判官・弁護士・検察官それぞれから、実際の事件を通じて個別具体的な指導を受け、法律実務に関する知識や技能を培う研修制度のことをいい、また、このような研修を受ける者のことを「司法修習生」といいます。そして、司法修習生が、弁護士事務所において、具体的な弁護士業務に関する知識等を培うのが、「弁護士修習」です。

今回、細谷さんの弁護士修習の指導担当として、東京事務所の細川弁護士が選ばれたため、東京事務所において弁護士修習が行われることと

なりました。

細谷さんは、弁護士修習が始まった当初から、依頼者の皆様との打合せや裁判期日への同席、交渉相手との間の和解案の検討、裁判所に提出する陳述書案や訴状案の作成、契約書のレビューといった様々な弁護士業務に対し、熱心に取り組んでいます。このような現役の司法修習生の姿勢を間近で見ることが、私自身、改めて背筋が伸びるような思いになりました。

また、私も、細川弁護士と私が一緒に担当している事件に関し、質問を受けたり、事件の協議をするなど、細谷さんと直接会話をする機会が多々ありました。そうしたやり取りを通じて、私の約2年の弁護士生活で培われた知識や考え方についても再認識することができ、新鮮で良い刺激を受けています。

さらに、私が司法修習生であった時から、あつという間に約2年の時間が経ったことにも非常に驚いています。この約2年は、私にとって充実した弁護士生活であったことは間違いありませんが、現状に満足することなく、依頼者の皆様のお力となるよう、気を引き締めて精進していきたいと思います。



メンタルヘルスケア等の労働者に対して行うべき安全衛生対策



弁護士
日下部 太一

第1 はじめに

雇用契約は、労働者が労働を提供し、事業者がその対価として給与を支払うことが本質とされています。

しかし、事業者はただ給与を支払うだけでよいというものではありません。労働契約法第5条において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」とされているように、事業者には安全配慮義務があります。そして、これを行政法規として具体化したものが、

1972年に制定された労働安全衛生法です。さらに、現代においては、サービス業の就労者の増加に伴い、工場等の現場による物理的な安全だけでなく、メンタルヘルス対策が重視されており、平成18年3月31日には、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が厚生労働省によって定められています。

本稿では、事業者が体制を整備しなければならぬ安全衛生法の概要と上記の指針によるメンタルヘルス対策において必要な措置について説明をします。

第2 安全衛生法により対応すべき措置の概要

講ずるよう努めなければならない。」(69条1項)とし、この適切かつ有効な実施を図るために指針の1つが冒頭で紹介した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(以下「指針」といいます。)です。

指針に関して、厚生労働大臣は事業者に対し指導等を行うことができるとされているにとどまらずが(安全衛生法69条1項)、メンタルヘルス対策として有用になるので参考にすべきであり、以下、この指針の概要についてご紹介します。

2 指針の内容

(1) 4つのメンタルヘルスケアの推進

指針には、メンタルヘルスケアの考え方のほか、メンタルヘルスケアの推進のために4つのケアが継続かつ計画的に行われることを求めています。

この4つのケアとは、①セルフケア(労働者自身がストレスに気づいて対策をすること) ②ラインによるケア(管理監督者が部下の状況を把握しておりストレス要因を把握して改善すること) ③事業内保健スタッフが労働者及び管理監督者によるケアに対する支援を実施すること(④事業場外資源によるケア(事業場外の医療機関及び地域保健機関などの支援も活用すること)です。

(2) 4つのメンタルヘルスケアの実施

そして、指針においては、4つのメンタルヘルスケアの実施内容として①教育研修・情報提供、②労働環境等の把握と改善、③メンタルヘルス不調への気づきと対応、④職場復帰における支援が挙げられています。

具体的には、①教育研修・情報提供として、事業

1 安全衛生に関する管理者・推進者等や委員会の設置
事業者は、規模や業種に応じて、事業者は総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者の選任が義務付けられています(安全衛生法10、12条)。これらの管理者・推進者は労働者の危険又は健康障害を防止するための措置を講じる業務に従事することになります。なお、常時10人以上の労働者を使用する場合には、必ず、安全衛生推進者か衛生推進者を選任する必要があります。

また、一定の業種、規模の事業所では安全に関する事項を審議する安全委員会の設置が、さらに、常時50人の労働者を使用する事業所では衛生委員会を設置することが義務付けられています(同法17条、18条)。これらの委員会は毎月1回以上開催しなければなりません。

このように、ホワイトカラー中心の事業者でも、一定規模になれば、衛生委員会を設置して開催しなければならぬということはおろそかになりがちなのでご注意ください。

2 産業医の設置と健康診断・ストレスチェックの実施
常時50人以上の労働者を使用する事業場では、労働者の健康管理のため産業医を選任する必要があります。さらに1000人以上の労働者を常時使用する事業所については、専任の産業医を選任しなければなりません(同法13条)。この産業医については原則として毎月1回の作業場訪問が義務付けられています。

また、労働者の健康を管理するために産業医の設置だけでなく、事業者には健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)者は、労働者や管理監督者などに対して、メンタルヘルスに関する方針、ストレスの基礎知識、セルフケアの重要性や相談先情報を提供するための教育研修を実施することが必要とされています。特にセルフケアの促進として、全ての労働者にストレスの予防や対処方法、適切な相談体制を案内し、管理監督者には、部下の相談対応方法や職場復帰支援に関する指導が必要とされています。

次に、②労働環境等の把握と改善として、事業者は職場内のストレス要因を把握し、改善に努めるために、日常の職場管理、ストレスチェック結果の分析、労働者からの意見聴取を通じた問題の特定をすることが求められます。さらに、産業医等の知見のスタッフが評価と改善を主導し、管理監督者と協力して職場環境の改善を図ることが求められます。

また、③メンタルヘルス不調への気づきと対応として、事業者は、労働者が自身のメンタルヘルス不調に気づき、適切に対処できるよう、相談窓口やストレスチェックの機会を提供することが必要とされています。管理監督者は、日常的に労働者の健康状態を観察し、必要に応じて個別の配慮や産業医との連携を行うだけでなく、家族からの相談に対応する体制も整え、必要な支援を迅速に行う仕組みの構築が求められます。

④の職場復帰における支援としては、メンタルヘルス不調で休業した労働者がスムーズに復帰できるよう、復帰支援プログラムを策定することが求められます。このプログラムでは、休業開始から通常業務への復帰までの流れと支援手順が定められ、産業医や管理監督者が労働者の復帰を支援することが求

を実施することが義務付けられています(同法66条以下)。

このストレスチェックについては、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、①職場における当該労働者の心理的な負担に関する項目、②当該労働者の心理的な負担による自身の自覚症状に関する項目③職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目について、医師等による検査をすることが求められます(労働安全衛生規則52条の9)。そして、検査を実施した医師等が「心理的な負担の程度が高く医師による面接指導を受ける必要がある」と認めた労働者が面接指導を受けることを企業に申し出た場合には、遅滞なく面接指導を実施しなければならず、面接指導を踏まえた医師の意見を踏まえて就業場所の変更等の措置を講ずることが必要となります(同法66条の8)。

3 その他の措置

以上、労働安全衛生に関する管理者・推進者等の選任や委員会の設置、産業医の設置および健康診断・ストレスチェックの実施について説明しました。ただし、労働安全衛生法が事業者に求めている対応はこれに限らず、特に、工事現場等における対応については労働安全衛生規則により詳しく記載されていますので、ご注意ください。

第3 メンタルヘルスケアのための指針

1 労働安全衛生法上の位置付け

労働安全衛生法は、事業者に対し、「労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に

められます。

第4 最後に

以上、労働安全衛生の観点から、法的に事業者が対応しなければならないこと、またメンタルヘルスケアとして指針において対応が求められることについて説明をいたしました。特にメンタルヘルスについては、「大変な仕事を割り振ってあとは関与しない。こなせないのは労働者の問題。」という方針は、事業者としても上司としてもとってはいけないと考えられていることに注意していただければと思います。

健康増進法と「分煙」



弁護士
深谷 祐

1 はじめに

2020年4月に施行された改正健康増進法により、施設屋内での喫煙が原則禁止となりました。また、例外的に屋内での喫煙を許容する場合には喫煙室の設置が必要となり、喫煙室を設置した場合には指定された標識の掲示が義務付けられます。さらに、20歳未満の喫煙エリアへの立ち入りは禁止され、各種規制に違反した場合の罰則規定も定められました。

2 施設屋内での喫煙禁止

改正健康増進法では、対象施設ごとに適用されるルールが異なります。

まず、「第1種施設」とされる学校や児童福祉施設、病院や診療所、行政機関などの公共性が高い施設は敷地内禁煙で、屋内に喫煙等の設備を設けることができませぬ。

次に「第2種施設」には、第1種施設以外の多数の人が集まる施設やオフィス、工場、宿泊施設、飲食店などが該当し、原則として屋内は禁煙です。

その他、公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー、スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店などの「喫煙目的施設」は、施設内での喫煙が可能です。ただし、いずれも喫煙目的室の基準を満たす必要がありませぬ。

3 喫煙室の種類

喫煙室には、①喫煙専用室（飲食不可、施設の一部に設置可）、②加熱式たばこ専用喫煙室（飲食可、施設の一部に設置可）、③喫煙専用室（主食を除く飲食可、施設の全部または一部に設置可）、④喫煙可能室（飲食可、施設の全部または一部に設置可）があります。

第2種施設では原則屋内禁煙ですが、上記①②の喫煙室を設置することが可能です。

また、喫煙目的室では、上記③の喫煙室を設置することが可能です。

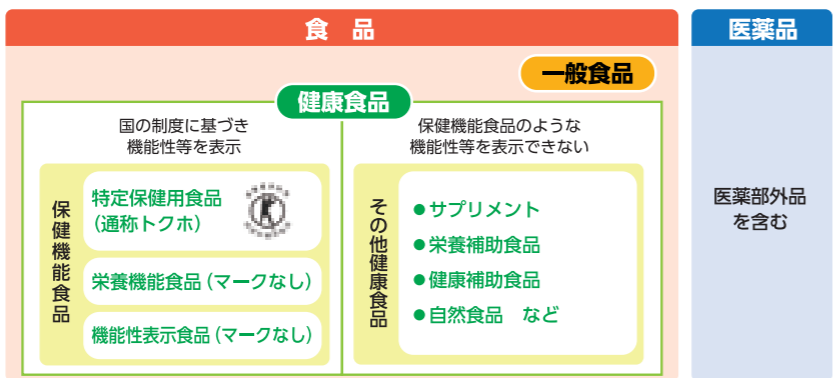
さらに、2020年4月1日時点で既存の経営規模の小さな飲食店（資本金500万円以下、客席面積100㎡以下）については、事業継続に影響を与えることが考えられるため、経過措置として上記④の設置を可能としています。

4 喫煙室の要件

喫煙室の要件としては、①出入口において室外か

いる「保健機能食品」と、その他のサプリメント、健康補助食品類をいいます。

図1 健康食品の分類



https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety_portal/radioactive_substance/assets/consumer_safety_cms203_240701_05.pdf

3 健康食品に関する「表示」

上記の分類は、健康食品についての表示規制と関わりませぬ。すなわち、昨今ではインターネット等で、様々な効果が標ぼうされた健康食品が多数販売されていますが、中には広告内容について科学的な実証が不十分と疑われるものも存在します。しかし、健康を気にする消費者にとって、健康の維持は文字通り死活問題であり、冷静な判断ができません。

ら室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること、②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること、③たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること、の3要件が定められています。

5 標識の表示と20歳未満の喫煙エリアへの立ち入り禁止
改正法では、喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。また、紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等については禁止されており、これに違反した場合には罰則の対象となります。

さらに、20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合（従業員として業務のため入る場合や、誰かの付き添いで入る場合等）であっても、喫煙エリアへの立ち入りは禁止となります。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権限者等は行政による指導・助言の対象となります。

6 罰則

改正健康増進法による規制には種々の罰則が定められています。

まず、全ての者（すなわち個人にも）について、喫煙禁止場所による喫煙をした場合には最大で30万円の過料に科せられる可能性があり、その他、紛らわしい標識を掲示した場合、標識の汚損した場合等に、最大で50万円の過料に科せられる場合があります。

その他、施設管理者等について、喫煙室が基準に適合していない場合や、施設標識の標示義務に反した場合等には最大で50万円の過料に課せられる場合

文句（表示）を鵜呑みにして大量購入してしまうおそれがあります。

そのため法律はこのような表示を規制しており、例えば、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）では、疾病の治療又は予防の効果（例：「糖尿病、高血圧、動脈硬化が治る！」、「生活習慣病の予防に」）や身体の組織機能の一般的増強の効果（例：「疲労回復」、「免疫機能の向上」）を、広告で標ぼうする商品を「医薬品」とみなして、同法に基づく薬事承認を得ない商品の広告を禁止しています。「みなして」というのは、実際に効果が認められるか否かにかかわらず、そのような強力な効果が標ぼうされる商品は、食品ではなく「医薬品」として同法の規制が及ぶということだ。

また、健康増進法では、上記の医薬品とみなされる効果の他にも、そこまで強い効果でなくとも、健康維持に資する効果（例：「コレステロールの吸収を抑える」、「食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにする」）や、栄養成分の効果（例：「カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です」）等を標ぼうして、消費者を著しく誤認させる広告を禁止しており、上記の薬機法や健康増進法の規制の違反には、刑事罰も設けられています。

なお、食品には限りませぬが、景表法（不当景品類及び不当表示防止法）でも、商品の品質、内容、価格等を偽って表示する誇大広告は禁止されています。

4 保健機能食品の分類について

上記の分類に話を戻します。保健機能食品とは、

があります。

7 最後に

健康増進法の改正を踏まえて、施設管理者においては、どのような分煙方法をとるのか、施設の種別や利用者のニーズに合わせて対応する必要が生じています。

また、上記法改正では個人への罰則も定められていることから、社会全体として受動喫煙を防止するための分煙対策に取り組むことが求められているといえます。

健康食品と表示規制



弁護士
戀田 剛

1 はじめに

近時、大手製薬メーカーの販売したサプリメントで大変な健康被害が生じ、大きく報道されました。被害にあわれた方々には心よりお見舞い申し上げます。本日は、このような健康食品に関する法規制についてご紹介します。

2 そもそも健康食品とは何か

健康食品という語に、法律上の厳密な定義はありません。消費者庁の解説では、以下の図のとおり分類されており、健康食品とは、「医薬品」ではない（食品の話なのだから当然にも思われますが、この点は後述します）。食品一般のうち、法律で定められて

国が定めた安全性と効果に関する基準に従って、商品の機能性を表示することが認められている食品です。

まず、特定保健用食品（いわゆる「トクホ」とは、健康増進法に基づき、国が審査し、健康増進に役立つ効果があることを標ぼうすることの許可を得ている商品です。次に、栄養機能食品とは、効果の科学的根拠が認められている栄養成分（ビタミン、ミネラル等）を一定の基準量含む食品で、国が定めた栄養機能が表示されているものです。また、機能性表示食品とは、事業者の責任において、科学的根拠に基づく安全性や機能性を販売前に消費者庁に届け出て、その機能性を表示することとした食品です。後2者は、食品表示法に基づく食品表示基準に則って表示されますが、トクホとは異なり、国の審査を経ないものでその旨を示すマークがないという違いがあります。

他方、健康食品のうち保健機能食品以外のものは、上記のような表示は基本的に許されず、トクホのような健康増進効果があると標ぼうすると、健康増進法に違反するおそれがあります。

5 最後に

商品・サービスの「付加価値」が重要視される昨今、食品にも何らかのヘルスケア効果を持たせたいとのニーズは多いところです。ただ、ここまでお読みいただいておりますとおり、その規制内容は大変複雑ですので、ご検討にあたってはぜひ当職らにご相談ください。



弁護士
久井大輝

1 PHR (Personal Health Record) とは、一般的に、個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組みを指します。そして、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の大阪ヘルスケアパビリオンでは、PHRを用いた未来の自分の姿や未来フードを提供等のPHRの活用が注目を集めています。

政府は、PHRが個人の健康管理、病気の予防対策にも資することから、PHRサービスの更なる推進を図るため、マイナポータルにて診療・薬剤情報等を確認できるように拡充するだけでなく、民間の事業者適切にPHRサービスを運用してもらうために、令和3年4月には「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」公表しております。

ただ、PHRサービスで取り扱う情報には、健康診断結果等の情報が含まれることがあり、個人情報保護法（以下「個人情報」といいます。）上の個人情報に該当するだけでなく要配慮個人情報にも該当することがあります。そのため、PHR民間事業者は、上記基本的指針だけでなく、個人情報（要配慮個人情報）は通常の個人情報と異なる規制（要配慮個人情報）は通常の個人情報と異なる

りアウトアウトによる第三者提供が禁止されています。）にも遵守する必要があります。当該規制の下で、現在の医療機関等が要配慮個人情報をどのように活用しているのか、また、PHRサービスに関してどのような活用が目指されているのかについて紹介したいと思います。

(1) 医療機関等による要配慮個人情報の活用について
匿名加工情報とは、①特定の個人を識別することができず、②元になった情報を復元することができないようにした情報を指します。そして、要配慮個人情報も匿名加工情報として個人情報の基準に基づいて加工をすれば、本人の同意なく、第三者に提供することが可能となっています。

実際に、匿名加工情報の活用としては、医療機関が患者から取得したレセプトデータや医療情報を基に匿名加工情報を作成し、当該情報を医療DB事業者が提供して、そこで分析を行い、薬剤の効用や副作用の分析結果をレポートにまとめます。そして、当該レポートを製薬企業が受け取ることで、当該薬品の開発や改良に利用されています（株式会社野村総合研究所作成の「パーソナルデータの適正な活用の在り方に関する実態調査（令和元年度）報告書」参照）。

(2) PHRサービスの活用
PHRサービスは個人の健康・医療などに関する記録を個人が理解しやすく一元化されるだけでなく、自らの健康管理・予防行動につなげられるとともに、本人の希望によっては医師に提供し、診療等にも活用することができます。そして、現在、個人のマイナポータルには薬剤情報や特定健診情報

報等情報（以下「医療保険情報」といいます。）が保管されているところ、本人の同意が得られれば、PHR民間事業者がマイナポータルとつながることでマイナポータルから医療保険情報を取得し、同情報を用いたサービス提供が可能となります。現在でも既に、京都大学と株式会社ヘルステック研究所が共同開発した「健康日記」では歩数や体重、血圧などのライフログ管理機能にマイナポータルから取得したこれらの情報を加えて健康記録を一元管理するというサービスが提供されています。

2 今後は、PHR民間事業者が医療機関等と同様に自ら所有している要配慮個人情報を匿名加工情報に加工する等して、医療保険情報と日常の生活情報が結びついたデータベースの構築ができれば、より多くの情報に基づいた研究が可能になります。ただ、日本では、マイナポータルによる情報の活用について十分に認知されず、PHRサービスの環境が整えられている実態があまりありません。そのため、まずは、国民全体がマイナポータルによる情報提供の事実やPHRサービスの存在を認知する必要があります。また、国民全体がPHRサービスを利用するようになれば、個人の管理にとどまらず、上記のとおり、従来よりも多くの情報に基づいたデータベースが構築され、より質の高い医療の提供につながることを期待できます。



ふるさと納税のルール の見直し

税理士法人日本経営 税理士 座間昭男



1. はじめに

地方創生を謳って平成20年度にスタートしたふるさと納税は、制度開始から16年が経過しました。ふるさと納税の仕組みは様々な変化を遂げながら、令和5年度には金額ベースで約1兆1,175億円、件数ベースで約5,894万件に達しており、今後も増加傾向にあることが見込まれています。他方、ふるさと納税の制度については、様々な議論があり、批判的な意見も少なくありません。

2. ふるさと納税の仕組み

国民（ふるさと納税者）は、自治体に寄付した場合、寄付額のうち2,000円を超える額について、一定の上限まで、所得税と住民税から控除される制度となっています。さらに返礼品もついてくるので、多くの人が利用しています。

ふるさと納税制度は、都会で暮らす人が増えると、税収は都会に集中するため、地方への税収移転を本来の目的としていました。これは、非居住自治体が寄附を受ける一方で、居住自治体はその市町村民税控除額によって、歳入を失うことを意味します。

3. ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）

令和6年8月の総務省のHPからふるさと納税の現況を見ていきたいと思います。

(1) 令和5年度におけるふるさと納税受入額の多い団体
(単位:百万円、件)

団体名	受入額	受入件数
宮崎県 都城市	19,384	1,012,796
北海道 紋別市	19,213	1,243,201
大阪府 泉佐野市	17,514	1,174,877

100億円を超える自治体が10あります。

返礼品として人気の一次産品（肉、海産物、米、果物など）を用意できる自治体が受入額上位の常連となっています。

(2) ふるさと納税に係る住民税控除の多い団体
(単位:百万円、人)

団体名	市町村民税控除額	控除適用者数
神奈川県 横浜市	30,467	439,267
愛知県 名古屋市	17,654	255,163
大阪府 大阪市	16,655	279,922

市町村民税控除額の適用は、単純に税収減（他自治体への流失）を示しています。

住民が行うふるさと納税の多い自治体、つまり、他自治体に流出する額が大きな自治体はほぼ都市部に固定化しています。

(3) ふるさと納税の募集に要した費用

ふるさと納税の人気から、自治体間での返礼品競争がくり広げられたことにより、令和元年6月以降、返礼品を「寄付額の3割以下の地場産品」に法制化されました。

また、令和5年10月からは、返礼品と送料や事務費を合計した「募集に関する費用」が寄付額の5割以下でなければならないというルールも設けられました。

4. ふるさと納税制度改正（総務省の新方針）

総務省は令和6年6月に、ふるさと納税に関する新しいガイドラインを発表しました。

自治体の経費削減やポイント目的の寄付を減らすため、また本来の制度の趣旨の見直しを目的としているといわれています。

① 令和6年10月から

ふるさと納税のポータルサイトなどにおいて、返礼品を強調する宣伝広告が禁止されます。

また、地域との関連性が希薄な利用権等として、1人1泊5万円を超える宿泊券を返礼品にする場合、同一県内にある宿泊施設に限定されます。

② 令和7年10月から

寄附に伴いポイント等の付与をするポータルサイト事業者を通じて自治体が寄付を募ることが禁止されます（これまで、利用者は自治体からの返礼品に加え、ポイント付与によるメリットも享受していました）。

※クレジットカード決済で得られる通常のポイントは付与されます。

5. 最後に

ふるさと納税の改正は地方自治体と寄付者、関連企業に影響を与えます。

新たなガイドラインによって、ふるさと納税がより健全な形で運営され、地方創生に貢献することが期待されます。

私たち寄付者は変更点を理解して、より賢く活用したいものです。

日本経営グループ 税理士法人日本経営

TEL 06-6868-1069 (担当: 座間)

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

改正法

プロ責法から情報プラ法へ



弁護士
才木 晴幹

1 はじめに

令和6年5月、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆるプロバイダ責任制限法（プロ責法））の改正法が公布され、名称が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称「情報流通プラットフォーム対処法」（情プラ法））に変わることとなりました（施行は公布から1年以内）、本稿ではそもそものプロ責法の内容や、改正の背景・内容について紹介します。

2 プロ責法とは、

プロ責法は、プロバイダの損害賠償責任の制限（3

条、4条）、発信者情報の開示請求（5条〜7条）及び発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（8条〜18条）について定めた法律です。なお、同法は、情報の削除請求権を定めたものではなく、また、プロバイダに削除を義務付けるものでもありません。

(1) プロバイダとは、

プロ責法では、いわゆるプロバイダを、「特定電気通信役務提供者」と呼称しています（2条3号）。「特定電気通信役務」とは、「特定電気通信設備」（ウェブサーバーやストリームサーバー等）を用いて提供する電気通信役務をいいますが（同号）、「特定電気通信役務提供者」とは、具体的には、ウェブホスティングを行う者、SNSの運営者、電子掲示板の管理者などを指します。日常会話で用いる「プロバイダ」より広い概念であり、例えば、個人的にウェブサイトを開設する者もプロバイダ（＝特定電気通信役務提供者）に当たると場合があります。

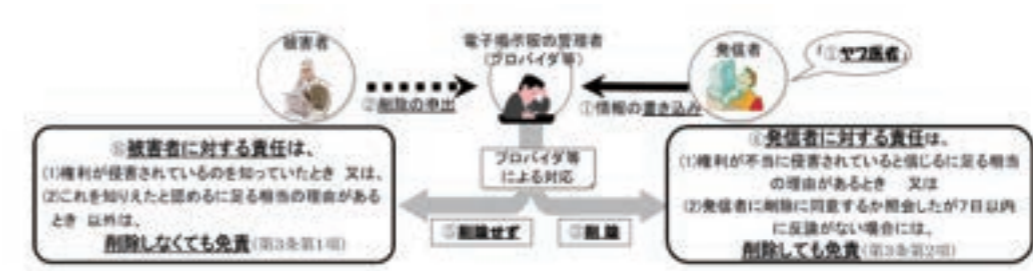
(2) プロバイダの「損害賠償責任の制限」とは、

権利を侵害された「他人」との関係（3条1項）
同項は、プロバイダが、自ら提供する特定電気通信による「他人の権利を侵害する情報」の送信を防止するための措置を講じなかったことに關し、当該情報の流通により権利を侵害されたとする「他人」との関係での不法行為責任が生じない場合を可能な範囲で明確にするものです。この規定により、プロバイダが不作為責任を負い得る場合が一定の範囲で明確になり、問題とされる情報に対してプロバイダによる適切な対応が促されることが期待されています。また、逆に、プロバイダが、問題とされる情報の送信を防止する措置を講じないことにより不作為責任を問われることをおそれるあまり、過度に送信

を防止する措置を行って発信者の表現の自由を不当に侵害することを抑止する効果も持つとされています。なお、同項は、原則として、措置を講じなかったプロバイダの責任を免責し、例外的に損害賠償義務が生じるとしています。

イ 「発信者」との関係（3条2項）

同項は、プロバイダが、自ら提供する特定電気通信により流通する情報の送信を防止する措置を講じたことに関し、当該情報の発信者との関係で損害賠償責任を負い得る場合について規定するものです。これにより、プロバイダは、一定の要件に該当する場合でなければ発信者との関係で責任を負わないことが明確となり、発信者の権利を侵害する情報の送信を防止する措置を講ずることを過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応をとることが期待されています。なお、同項の場合、原則として、措置を講じたプロバイダの責任を免責とせず、免責される場合を例外として定めています。



i 総務省「プロバイダ責任制限法の逐条解説」(2023.3)

(3) 発信者情報の開示請求とは、

インターネット上の書き込みにより自己の権利を侵害され、発信者に対し損害賠償を請求する場合は、発信者の氏名等を特定する必要がありますが、匿名による書き込み（投稿）の発信者の特定は容易ではありません。そこで、プロ責法では、一定の要件の下、プロバイダに対し、「発信者情報」の開示を義務付けています（5条1項2項）。

請求の相手方は、サーバー提供者、電子掲示板の管理者（コンテンツプロバイダ）、インターネットサービスプロバイダ（ISP）、経由プロバイダ（NTTドコモ、フレッツ、OCN、BIGLOBEなど）が代表的なものです。開示対象となる「発信者情報」は総務省令で規定されますが、例えば、発信者の氏名（名称）、住所、メールアドレス、通信に用いられたIPアドレス、送信時刻（タイムスタンプ）などが挙げられます。

(4) 発信者情報開示命令とは、

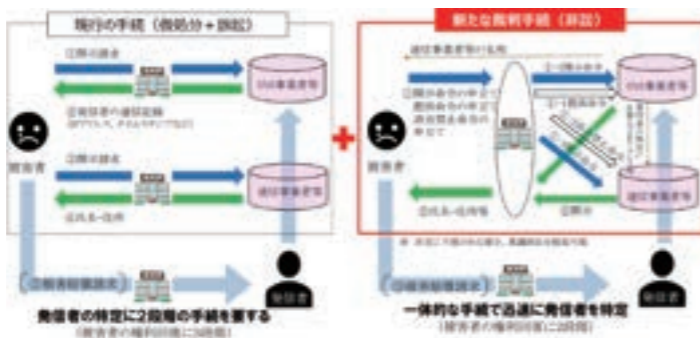
令和3年改正前、権利を侵害されたとする者は、発信者の情報を保有する経由プロバイダを特定するために必要となるIPアドレス等がコンテンツプロバイダ（電子掲示板の管理者やSNSの事業者など）から開示されないと、経由プロバイダを特定することができないことから、①コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示仮処分の決定を得ることによりIPアドレス等の開示を受けた後、②経由プロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟を提起するという煩瑣な手続きが必要でした。

そこで、令和3年改正法では、発信者情報開示命令の申立てを受けた裁判所が、開示命令より緩やかな要件により、コンテンツプロバイダに対し、（当該コンテンツプロバイダが自らの保有するIPアドレス等により特定した）経由プロバイダの名称等を

申立人に提供することを命じること（提供命令）ができることとされました（8条）。これにより、提供命令の申立人は、コンテンツプロバイダに対する開示命令の発令を待たず、経由プロバイダに対する開示命令の申立てができるようになりました。

また、提供命令

の申立人が、提供命令によりその名称等が提供された経由プロバイダに対する発信者情報開示命令の申立てを行った場合、既に裁判所に係属しているコンテンツプロバイダに対する開示命令事件の手続と、新たに申立てをした経由プロバイダに対する開示命令事件の手続を一体的に審理することが可能となりました。



(5) 侵害情報の削除請求

前述のとおり、プロ責法にインターネット上の情報の削除請求に関する規定はなく、一般的には、人格権やプライバシーへの侵害に対する差止請求と構成されます。

具体的な方法としては、投稿者本人やサイト管理者に対しメールやフォーム等で削除を依頼する方法、いわゆる Whois 検索によりサーバー管理者を特

定し、当該管理者に削除を請求する方法が一般的です。投稿者やサイト管理者が削除請求に応じない場合は、裁判所に対し、削除の仮処分命令を申し立てることになります。

3 現行法の問題点と改正内容

プロ責法の制定以降、侵害情報の削除と発信者情報の開示について累次の対応が取られてきましたが、依然として削除請求については、①削除申請窓口が分かりづらく利用しにくい、②侵害情報の迅速な削除がされない、③削除申請に対する通知がなく削除されたか分からない場合がある、④事業者の削除指針の内容が抽象的であるといった課題が指摘されていました。そこで、改正法では、「大規模プラットフォーム事業者」に対し、以下の措置を取ることが義務付けられることとなりました。

- 侵害情報に対する対応の迅速化
 - 削除申出窓口・手続の整備・公表
 - 削除申出への対応体制の整備
- 運用状況の透明化
 - 削除基準の策定・公表
 - 削除した場合の発信者への通知

4 最後に

インターネット上の侵害情報は、短時間に広範囲に伝播し、被害回復が容易ではなく、加害者の特定が困難であるという特徴があります。迅速な対応が必要であるため、万一、被害に遭われた場合は、早急に弁護士等の専門家に相談されることをお勧めします。

フリーランス保護新法が施行されました！



弁護士 越知寛子

一昨年成立・公布したフリーランス保護新法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)が2024年11月1日に施行されました。

フリーランス保護新法については、2024年夏の轍(47号)において、法の概要を下請法と比較しながらご説明させていただきましたが、その時点ではまだ政令などできておらず、具体像が見えておりませんでした。

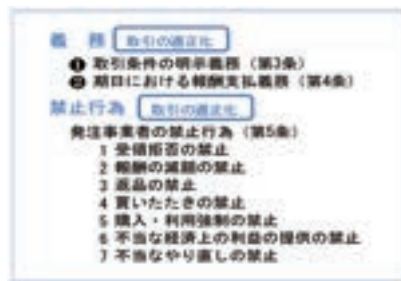
その後、政令などが整備され、パブリックコメントも実施され、その全容が見えてまいりました。この原稿は、施行日前に執筆しておりますので、フリーランス保護新法の執行状況はわからないところではありますが、政令やパブリックコメントを踏まえながら、フリーランス保護新法の概要や同法に関し良く受ける質問等をご説明させていただきます。

1 概要

フリーランス保護新法は、発注事業者である「特定業務委託事業者」と、フリーランスである「特定受託事業者」との間における「業務委託」を対象としています。

フリーランス保護新法では、取引の適正化の観点から発注事業者に対し、2つの義務を定め、かつ、7つの禁止行為(但し、委託期間が1ヶ月以上の場合に限定)を定めています(図1)。

図1 【取引の適正化の観点から】2つの義務と7つの禁止行為



なお、委託期間が6ヶ月以上となる場合は、発注事業者は、就業環境の整備の観点からさらに4つの義務を負います(図2)。

図2 【就業環境整備の観点から】4つの義務



2 適用される「業務委託」について

フリーランス保護新法の適用を受ける「業務委託」とは、物品の製造・加工委託や情報成果物の作成委託、役務の提供委託が含まれます。

下請法では建設工事は対象外となっていますが、フリーランス保護新法では業種・業界の限定がないため、

建設工事も「業務委託」の対象となります。また、下請法では親事業者が自ら用いる役務の委託は下請法の対象外となっていますが、フリーランス保護新法ではそのような制限はなく、発注事業者自らが用いる役務をフリーランスに委託する場合も対象となります。さらに、フリーランス保護新法は、発注事業者がフリーランスである場合にも適用される点にも注意が必要です。

なお、株式会社と取締役等の契約関係や、委任型執行役員との契約関係は、当該会社の内部関係に過ぎず、「他の事業者」とは言えないので、フリーランス保護新法が適用される「業務委託」には該当しません(パブコメ No. 1-2-29)。

3 フリーランスであることの確認方法

フリーランス保護新法における「特定受託事業者」とは、以下のいずれかに該当するものをいうとされています。

- ① 個人であって、従業員を使用しないもの
- ② 法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの

ここでいう「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者を雇用すること(派遣先として同要件を満たす派遣労働者を受け入れる場合を含む)をいい、同居親族はここでいう「従業員」には該当しないとされています。

当該要件は資本金のように客観的に確認できるものではないことから、どのように確認すればよいか、その確認方法について多くのご質問を受けました。この点についてパブリックコメントでは、発注事業者及び受注事業者にとって過度な負担とならず、かつ、記録が残る方法(メールやSNS)による確認が望まれるとし、さらに、定期的な確認義務はないものの、業務委託をする時点の他、給付の受領・報酬の支払い・契約の更新等のタイミングで適宜確認することが望まれるとの回答がなされました(パブコメ No. 1-2-16~18)。

また、受託事業者が事実上反して「従業員を使用している」などの虚偽の申告をした場合はどうなるのか、という点については、受託事業者の申告が事実と異なる結果、発注事業者がフリーランス保護新法に違反することとなった場合は、是正の必要から指導・助言を行うことはあるものの勧告や行政処分(命令)を直ちに行うものではないとのこと(パブコメ No. 1-2-19~No. 1-2-22)。

4 「1ヶ月」の計算方法

上述のとおり、フリーランスに対する業務委託のうち、1ヶ月以上の期間行われる業務委託について、発注事業者は、7つの禁止行為を遵守することが求められます(フ

リーランス保護新法施行令第1条)。

この1ヶ月の始期と終期の考え方について、令和6年5月31日に公表された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」(以下「解釈ガイドライン」)に、以下のとおり示されています。

【始期】 次の日のいずれか早い方の日

- ① 業務委託にかかる契約を締結した日
- ② 基本契約を締結する場合には、基本契約を締結した日

【終期】 次の日のいずれか遅い方の日

- ① 3条通知に明示する受領日
- ② 別途当該業務委託に係る契約終了日を定めた場合は、同日
- ③ 基本契約を締結する場合は、当該基本契約が終了する日

もっとも、フリーランスに対する業務委託の場合、基本契約を結ばずに単一の業務委託を継続して行っているというケースも多くあると思われます。そのような場合について、解釈ガイドラインによれば、契約更新により継続して行う場合は、最初の業務委託等の「始期」から、最後の業務委託等の「終期」までとなり、「契約の更新により継続して行うこととなる場合」とは、業務委託にかかる前後の契約が、①契約の当事者が同一であり、その給付または役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有し、②前の業務委託に係る契約又は基本契約が終了した日の翌日から、次の業務委託に係る契約又は基本契約を締結した日の前日までの期間の日数が1ヶ月未満であるものをいう、とされています。

5 発注時の書面の交付(3条通知)

フリーランス保護新法では、下請法と同様に、発注の時点で直ちに発注内容を書面または電磁的方法により明示しなければなりません。下請法で親事業者が交付を義務付けられている発注書面のことを一般的に「3条書面」と呼びますが、フリーランス保護新法にて業務委託事業者が交付を義務付けられている発注書面のことは「3条通知」と呼ばれます。

フリーランス保護新法における発注書面(3条通知)の必要的記載事項と、下請法における発注書面(3条書面)の必要的記載事項は、それぞれ図3及び図4記載のとおりです。3条通知の⑨は、3条書面の⑨から⑪と同じです。

両者は重複部分も多いですので、実務的には、フリーランス保護新法と下請法の双方の必要的記載事項を網羅した発注書面の雛形を作成しておくのが望ましいと考えます。フリーランス保護新法では、「支払期日」について、原則、給付を受領した日から60日以内に支払期日を定

●フリーランス保護新法における発注書面(3条通知)の記載事項



●下請法における発注書面(3条書面)の記載事項



めなければならないとしておりこの点は下請法と同じ規制内容ですが、再委託の場合は、例外として、元委託支払期日から起算して30日以内に支払期日を定めることができるとされています。そのため、支払期日について再委託の例外を用いる場合は、発注書面(3条通知)には「再委託である旨」「元委託者の商号等」「元委託業務の対価の支払期日」を併せて記載しなければなりませんので、ご注意ください。

なお、下請法の場合は、発注書面をメール等で交付する場合には事前の書面合意が必要ですが、フリーランス保護新法ではメール等の電磁的方法による取引条件の明示が認められていますので、当事者間での事前の合意がなくてもメール・ショートメッセージ・SNS等受領者を特定して送信する方法で取引条件を明示することができますが、特定受託事業者が書面交付を求めた場合は、遅滞なく、書面を交付しなければなりませんのでご注意ください。

6 フリーランス保護新法違反にかかる公正取引委員会の対応

フリーランス保護新法第3条ないし5条の規定(取引の適正化に関する規定)に違反した場合、当該違反行為者は、公正取引委員会より、当該違反行為の是正・特定受託事業者が被った不利益の原状回復措置を講じるよう勧告(第8条)や指導・助言等(第22条)を受けることとなります。違反事業者が正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、公正取引委員会より、措置命令(第9条)を受けることとなります。

公正取引委員会は、勧告または措置命令の場合、事業者名・違反事実の概要・勧告の概要等を公表するとしております。そのため、違反事業者としては、指導・助言等にとどまるのか、それとも勧告を受けるに至るのかという点が重要になってきます。まずは違反行為を行わないことが大切ですが、公正取引委員会等の調査を受けた場合には、事案によっては、公正取引委員会等の調査への対応実績のある弁護士の助力を受けることが重要になります。

7 まとめ

この記事が皆様のお目に触れているときには、フリーランス保護新法は施行されています。公正取引委員会においては、法施行前に実態調査を行いその結果を公表するなど、重点的に取り組んでいることが窺われます。下請法とは似ているものの、似ているからこそ、相違点に注意が必要とも言えます。ぜひ細かい点も含めご相談いただければと存じます。

AI時代における知的財産権



弁護士
犬飼 一博

1 はじめに

これまで「轍」でも何度かAIに関するテーマを取り上げましたが、国におけるAIに関する議論も活発となっています。

令和6年3月には、文化審議会著作権分科会法制度小委員会が「AIと著作権に関する考え方について」を公表し、生成AIと著作権に関する各種論点についての考え方が整理されています。また、同年4月には、総務省及び経済産業省が「AI事業者ガイドライン（第1.0版）」を公表し、AIを活用する事業者の行動指針が示されています。

さらに、同年5月に、政府の「AI時代の知的財産権検討会」が「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」といいます。）を公表しました。「中間とりまとめ」は、著作権に限らず、幅広くAIと知的財産権等との関係をめぐる課題への対応について、一定の考え方が示されています。今回は、「中間とりまとめ」で整理された、これまであまり活発な議論がされていなかった著作権以外の知的財産権等とAIの関係について、ご紹介します。

2 生成AIとは

「中間とりまとめ」では、生成AIと知的財産権に関する法的ルールが検討されています。生成AIとは、「コンテンツやモノについてデータから学習し、それを使用して創造的かつ現実的な、まったく新しいアウトプットを生み出す機械学習手法」を指します。もっとも、近時では、機械学習手法それ自体にとどまらず、機械学習をするソフトウェアやプログラム、これを搭載するサービスやツールをも含めた広義の意味で用いられています。

生成AIは、大きく学習段階と生成・利用段階に分けて整理がされます。



（「中間とりまとめ」より）

この図からもわかるとおり、学習段階では、生データを収集して学習用データとし、学習用のプログラム（AIのプログラム）に学習させることで、学習済みモデルが生成されます。また、生成・利用段階では、学習済みモデルに対して、利用者が生成したい内容などを表示する文字列等を入力する生成指示を行い、当該指示に基づき生成AIが画像、文章及び音声等のコンテンツを出力し、その出力された生成物を販売等の方法で利用することとなります。この学習段階及び生成・利用段階において、それぞれ知的財産権との関係が問題となります。

3 意匠権との関係

意匠とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義され、物の外観、デザインのことをいいます。また、令和2年改正により、一定の画像についても、意匠の保護対象となっています。

学習段階において、他人の登録意匠又はそれと類似する意匠が含まれるデータをAIに学習させる行為については、「意匠に係る画像」の作成や使用等には当たらず、意匠法2条2項に定める「実施」に該当しないことから、意匠権の効力は及びません。また、AI生成物に他人の登録意匠等が含まれ、それを利用する行為については、従来の意匠における侵害判断と同じく、登録意匠とAI生成物との比較を行い、物品の用途及び機能の共通性を基準として物品が同一又は類似と評価でき、かつ、取引者・需要者の注意を最も惹きやすい部分において構成態様を共通にしており、形態が同一又は類似と評価できるか否かで判断を行うこと

になると考えられます。

なお、AI生成物についての意匠法による保護については、自然人がAIを道具として用いて意匠の創作に実質的に関与をしたと認められる場合には、保護され得るとの見解が示されています。

4 商標権との関係

商標とは、自己の取り扱う商品・サービスを他人のものとの区別するために使用するネーミングやマークのことをいいます。

他人の登録商標又はそれと類似する商標が含まれるデータをAIに学習させる行為は、商標権の効力が及ぶ指定商品・役務についての使用に該当しないため、商標権の効力が及びません。また、AI生成物に他人の登録商標が含まれ、それを利用する行為については、従来の侵害判断と同じく、商品・役務の同一・類似性及び商標の同一・類似性により判断されます。

なお、AI生成物についての商標法による保護については、商標法はそもそも自然人の創作物の保護を目的としていないことから、商標法所定の要件を充足すれば、商標登録を受けることは可能となります。

5 不正競争防止法との関係

(1) 商品等表示に関する不正競争行為

不正競争防止法には、商品等表示に関する不正競争行為が規定されています。他人の商品等表示として需要者の間で広く認識されているものと同一・類似の商品等表示を使用し、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為や他人の著名な商品等表示と同一・類似の商品等表示を使用する行為がこれに該当します。

他人の商品等表示が含まれるデータをAIに学習させる行為は、周知な商品等表示について「混同」を生じさせるものではなく、また、著名な商品等表示を自己の商品・営業の表示として使用する行為ともいえないため、不正競争行為には該当しません。また、AI生成物に他人の商品等表示が含まれ、それを利用する行為は、他人の周知な商品等表示と同一・類似のものを使用等することにより、他人の商品・営業と混同を生じさせるか否か、自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一・類似のものを使用等する行為か否かによって判断されます。

(2) 商品形態模倣に関する不正競争行為

不正競争防止法には、商品形態模倣に関する不正競争行為が規定されています。

他人の商品の形態が含まれるデータをAIに学習させる行為について、学習用データとしての利用は、他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等に該当しないため、不正競争行為には該当しません。また、AI生成物に他人の商品の形態が含まれ、それを利用する行為については、実質的に同一の形態の商品といえるかどうかによって判断されます。

6 声の保護

昨今、声優をはじめとする人の声を学習させ、本人類似の音声を生成できるAIが無断で開発されウェブサイト上で販売され、これを購入した者が生成した音声をウェブサイト上にアップロードするなどの事例が見られ、「中間とりまとめ」では、声の保護についても検討がなされています。

個人の肖像等がもつ商品の販売等を促進する顧客吸引力を排他的に利用する権利を、パブリシティ権といいます。「声」は「肖像」そのものではありませんが、パブリシティ権の対象となる「肖像等」は、あくまで本人の人物識別情報を指していますので、「声」も含まれ得るとされています。そして、例示ではありますが、①声自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合、②商品等の差別化のために声を商品等に付している場合、③声を商品等の広告として使用している場合などには、「声」についてパブリシティ権に基づく保護が可能と考えられます。

なお、「声」が肖像権として保護され得るのかという観点も検討はされていますが、肖像権は、自己の「容ぼう」及び「姿態」をみだりに撮影されない権利と判例上定義されていますので、ここに「声」まで含めるのは困難であるとの見解が示されています。

7 最後に

「中間とりまとめ」は法的な拘束力を持つものではないとされていますが、生成AIと知的財産権全般に関する関係について、一定の方向性を示すもので、いわばガイドラインとしての役割を果たすものになると考えられます。

AI技術は、加速度的に発展し続けており、私たちの生活において、非常に便利で有意なものではありますが、様々な法的問題を孕むものでもありますので、今後も、国の動向などについては、引き続き注視が必要かと思えます。

超高齢社会と法律

連載



弁護士
西村 勇作

1 高年齢者の就業状況

先進国の中で最も高齢化が進行しているのが日本です。併せて少子化も急激に進行しており、既に日本の人口は2004年から減少に転じており、早20年が経過しようとしています。本来であれば、総人口の減少に伴い労働力人口も減少するのが自然でしょうが、実際には、高年齢者と女性が労働力人口に新たに加わる流れが生じたことにより、少子高齢化社会が進む中で労働力人口は増加するという現象が見られました。

しかしながら、高年齢者や女性の就業率は高くなってきており、これからは労働力人口も減少していくものと考えられています。これから先、人手不足がますます深刻化していくのではないかと懸念されます。

総務省の統計によると、2023年の65歳以上の就業者数は91万人で、60～64歳では74パーセントが無効となる可能性があります。

どの程度の待遇差が生じると不合理と判断されるのかは一概には言えませんが、定年退職後の再雇用であるという事情も考慮して不合理であるかどうか判断されることになり、定年退職前の賃金が勤続年数に応じて増加する年功的性格の要素が強い場合、業務内容が同じであっても一定の賃金の減額は不合理とはいえないと判断される傾向になるのではないかと考えられます。現在のところ、定年後の再雇用における待遇差がどの程度まで許容されるのか明確な判断基準が定まっているとはいえない状況にありますので、この点は事例の集積を待ちたいと思います。

(2) 無期労働契約への転換

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できることになっていますが（労働契約法18条）、定年後の再雇用の場合も5年を超えると無期労働契約に転換されるのでしょうか。

結論としては、定年後の再雇用にも労働契約法18条は適用されます。もっとも、専門的知識等を有する有期雇用労働

者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）により、事業主が適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長からその計画が適当であることの認定を受けた場合には、定年後の再雇用の期間については無期労働契約に転換するための期間として算入しないとする特例が設けられています。都道府県労働局長の認定を受けることにより、定年後の再雇用期間が5年を超えたとしても無期労働契約に転換されることはなくなり、この問題は解決されます。

2 高年齢者安定雇用法

厚生年金の支給開始年齢は制度発足当初は55歳でしたが、厚生年金法の数次の改正を経て、現在は男女とも65歳に引き上げられました（国民年金のは支給開始年齢は、制度発足当初から65歳です）。厚生年金の支給開始年齢の引き上げと定年年齢の引き上げは完全に一致しているものではありませんが、厚生年金の支給開始年齢の引き上げに呼応して定年の最低年齢も引き上げられました。

定年制を規律しているのは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者安定雇用法）になります。現行の高年齢者安定雇用法は、定年制を設ける場合、60歳を下回ってはならないとしています。そして、高年齢者安定雇用法の2013年改正によって、65歳未満の定年制度を採用している全ての事業主は、2025年4月までに、①定年年齢の引き上げ、②現に雇用している高年齢者が希望するときは、その者を定年後も引き続き雇用する雇用継続制度、③定年制の廃止のいずれかの措置を導入して、65歳まで雇用することが

義務付けられることになりました。

さらに、義務ではありませんが、高年齢者安定雇用法の2021年改正によって、70歳まで安定した雇用を確保しよう努めなければならぬことになりました。70歳までの雇用の確保については、①定年年齢の引き上げ、②雇用継続制度、③定年制の廃止のほかに、④継続的な業務委託契約、⑤事業主が行う（又は委託等をしている）社会貢献事業への継続的な従事といった方法も認められています。なお、創業支援等措置といわれる④と⑤については、導入に際して、過半数組合又は過半数代表者の同意が必要とされています。

3 定年後再雇用における法的な問題

65歳までの雇用が義務付けられることになりましたが、多くの事業主は、定年年齢としては60歳を維持し、雇用継続制度を導入することによって対応しています。雇用継続制度としては、1年の期間雇用契約を更新する方法を採用している事業主が多いと思われます。

そこで、いくつかの法的問題が生じてきます。

(1) 同一労働同一賃金

一つは、定年後の再雇用に際して賃金を引き下げる事業主が見られますが、均等待遇原則（同一労働同一賃金）に反しないのでしょうか。

結論としては、定年退職前と再雇用後を比較し

から6か月間継続勤務して初めて年次有給休暇を付与するという扱いにはなりません。

4 おわりに

現在のところ、70歳を超えて働く高年齢者は少数派ですが、それでも3人に1人は就業しているのが現実であることからすれば、将来的には75歳まで安定した雇用を確保しよう努力義務が定められる時代が到来するかもしれません。

一方、多種多様な業種において生成AIが導入される日がそう遠くない時期に訪れる可能性は高く、そうなるとう人手不足は解消され、高年齢者の就業機会が減少し、高年齢者を安定して雇用することそのものが難しくなってくるかもしれません。どのような未来が訪れるのか分かりませんが、いつまでも健康で文化的な生活を送りたいものです。

(3) 年次有給休暇の計算

労働契約法39条は、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対し所定の年次有給休暇を付与しなければならぬと定めています。定年後の再雇用の場合、再雇用前の勤続年数も通算して年次有給休暇の付与が決定されることになるのでしょうか。

結論としては、勤続年数を通算して年次有給休暇を付与することになり、定年後の再雇用るとき

労働者災害補償保険法(労災保険法)に基づき労働者に支給された療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分の取り消し訴訟について、事業主の原告適格が否定された例

最高裁判所令和6年7月4日第一小法廷判決



弁護士 柴田 大樹

1. ポイント

労働者災害補償保険法(労災保険法)に基づき支給された療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分に、特定事業主は当該支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないと判断されました。

2. 事案の概要

X社は、中小企業における特定保険業等を営む一般財団法人であり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(徴収法)12条3項に基づくいわゆるメリット制の適用を受ける事業の事業主(「特定事業主」)でした。

札幌中央労働基準監督署長は、X社の支局に勤務していた従業員Aが精神疾患を発症したとして、労災保険法に基づき、Aに対して療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分をしました。

これに対して、X社が本件各処分の取消しを求めて提訴しました。X社の主張は、次のようなものになります。すなわち、特定事業主は、自らの事業について業務災害保険給付等に係る支給処分(業務災害支給処分)がされた場合、同処分の法的効果により労働保険の保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあり、同処分の取消しを求めにつき、「法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法(行訴法)9条1項)に当たるといふものです。

第1審(東京地判令和4年4月15日労判1285号39頁)では、特定事業主であるX社は、業務災害支給処分の法的効果により直接具体的な不利益を被る者とは言えないため、原告適格を有しないと判断されました。

これに対し、控訴審(東京高判令和4年11月29日労判1285号30頁)では、特定事業主が自らの事業に係る業務災害支給処分により直接具体的な不利益を被るおそれがあることから、原告適格を有すると判断されました。

3. 判旨

「労災保険法は、労災保険給付の支給又は不支給の判断を、その請求をした被災労働者等に対する行政処分をもって行うこととしている(12条の8第2項参照)。これは、被災労働者等の迅速かつ公正な保護という労災保険の目的(1条参照)に照らし、労災保険給付に係る多数の法律関係を早期に確定するとともに、専門の不服審査機関による特別の不服申立ての制度を用意すること(38条1項)によって、被災労働者等の権利利益の実効的な救済を図る趣旨に出たものであって、特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎となる法律関係まで早期に確定しようとするものとは解されない。仮に、労災支給処分によって上記法律関係まで確定されるとすれば、当該特定事業の事業主にはこれを争う機会が与えられるべきものと解されるが、それでは、労災保険給付に係る法律関係を早期に確定するといった労災保険法の趣旨が損なわれることとなる。」

「また、徴収法は、労災保険率について、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとした上で、特定事業の労災保険率については、基準労災保険率を基礎としつつ、特定事業ごとの労災保険給付の額に応じ、メリット収支率を介して増減し得るものとしている。これは、上記財政の均衡を保つことができる範囲内において、事業主間の公平を図るとともに、事業主による災害防止の努力を促進する趣旨のものであるところ、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額を特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とすることは、上記趣旨に反するし、客観的に支給要件を満たすものの額のみを基礎としたからといって、上記財政の均衡を欠く事態に至るとは考えられない。」

「労働保険料の額は、申告又は保険料認定処分の時に決定することができれば足り、労災支給処分によっ

てその基礎となる法律関係を確定しておくべき必要性は見いだし難い。」

「以上によれば、特定事業について支給された労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないものと解するのが相当である。そうすると、特定事業についてされた労災支給処分に基づく労災保険給付の額が当然に上記の決定に影響を及ぼすものではないから、特定事業の事業主は、その特定事業についてされた労災支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるといふことはできない。」

「したがって、特定事業の事業主は、上記労災支給処分の取消訴訟の原告適格を有しないとすべきである。」

「以上のように解したとしても、特定事業の事業主は、自己に対する保険料認定処分についての不服申立て又はその取消訴訟において、当該保険料認定処分自体の違法事由として、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張することができるから、上記事業主の手續保障に欠けるところはない。」

4. 解説

原告適格とは、行政訴訟を提起する原告としての適格(資格)のことであり、原告適格を有しないと判断されれば、処分の違法性といった中身について判断されることなく、訴え却下(いわゆる門前払い)となります。ここでの問題は、ある行政処分がなされた場合において、処分の名宛人となった者ではない第三者(本件ではX社)に処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)の原告適格が認められるか否かということであり、行政訴訟ではしばしば問題となります。例えば、高速増殖炉原子炉「もんじゅ」の設置許可処分について、原子炉から一定の範囲内の地域に居住している周辺住民に原告適格を認めた裁判例(最三小判平成4年9月22日民集46巻6号1090頁)などがあります。

取消訴訟においては、「当該処分……の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」に限って原告適格を有するとされており(行訴法9条1項)、「法律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己

の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」をいうとされています(最三小判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁)。

本件においては、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」に当たるか、より具体的には、労災支給処分に基づく労災保険給付の額が特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額の決定に影響を及ぼすか否かが問題となりました。

これについて、最高裁は、労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないことを理由として、影響を及ぼすものではないと判示しました。

したがって、事業主としては、客観的に支給要件を満たさない労災保険給付の額が基礎とされたことにより労働保険料が増額されたことを主張する場合には、支給決定の取消訴訟ではなく、自己に対する保険料認定処分に対する不服申立て又はその取消訴訟において主張していくこととなります。

今回は、多くの方が関係ある「高血圧症」を取り上げたいと思います。

血圧の正常値は、収縮期：120mmHg未満、かつ拡張期：80mmHg未満ですが、状況により大きく変化しやすく、起床時（排尿・排便後、食事前）と就寝前（入浴後1時間以上経過）の決まった時間に測定することが大切です。心臓と同じ高さ、正しい姿勢で、カフは素肌もしくは薄手の下着の状態で巻き、腕の力を抜き測ります。血圧は変動しやすいので、何度か測定することが必要です。収縮期140mmHg以上、あるいは拡張期90mmHg以上であれば高血圧ですが、繰り返し測り、繰り返し高い場合は「高血圧症」となります。

家庭で測定することも大事で、自己測定が勧められます。血圧計（手首式、上腕式）は、1万円前後で市販されていますが、動脈硬化のある方は上腕式がお勧めです。家庭での血圧は、病院よりも5mmHg低いことが多く、治療基準値も-5mmHgです。例えば、140/90以下の目標が、135/85以下となります。

目標値は、年齢（75歳未満か、75歳以上か）、合併している他疾病（冠動脈・脳血管疾患、糖尿病、腎臓病など）の状態などによって定められます。血圧を下げるためには、日常生活の改善が基本で、以下に

留意点を列挙します。

- 1) 減塩すること。1日6g未満を目標にしますが、大抵は取りすぎです。
- 2) 肥満を避ける。20歳頃の体重を目指しますが、徐々に減量が望ましいです。
- 3) 喫煙は避ける。タバコは、血管を収縮させ血圧を上げ、動脈硬化症を促進します。
- 4) 飲酒を控える。適量（缶ビールなら1缶、日本酒なら1合程度）を守ることを。
- 5) 十分な睡眠と休養を取るように。夜更かしは禁物です。
- 6) 寒さに気をつける。温度差が5度以上にならないように気をつける（脱衣の時など）。
- 7) 入浴時の温度変化（血圧変化）にも気をつける。入浴直後（とくに熱い時）は血圧が上がり、入浴中に血圧が徐々に下がるので、入浴後の起立性低血圧に注意。
- 8) 軽い運動は勧められますが、動脈硬化症のある方は、主治医に相談ください。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路路上の鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
e-mail : office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかにご対応をさせていただきます。宜しく願い申し上げます。

題字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

表紙写真撮影場所：岩手県北山崎

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp
林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp
中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp
西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp
三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp
大森 剛
omori@umegae.gr.jp
越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp
松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp
氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp
岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp
森 瑛史
mori@umegae.gr.jp
甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp
戀田 剛
koida@umegae.gr.jp
松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp
才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp
辻 映穂
tsuji@umegae.gr.jp
森田 啓正
morita@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp
森 浩史
h-mori@umegae.gr.jp
大東 恭治
ohigashi@umegae.gr.jp
二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp
増田 広充
masuda@umegae.gr.jp
細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp
河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp
松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp
林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp
犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp
渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp
上杉 将文
uesugi@umegae.gr.jp
日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp
柴田 大樹
shibata@umegae.gr.jp
杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp
久井 大輝
hisai@umegae.gr.jp
深谷 祐
fukaya@umegae.gr.jp

公益財団法人 きずな育英基金

TEL 06-6364-2802 <https://kizuna-ikuei.or.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 公益財団法人 きずな育英基金

振込口座

□ 三菱UFJ銀行	大阪中央支店	普通預金 0175756	財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいききん
□ 池田泉州銀行	堂島支店	普通預金 106036	財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいききん
□ ゆうちょ銀行	四一八支店	普通預金 4878695	財) きずな育英基金 ざい) きずないくえいききん